

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。)の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務契約に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を入札参加者とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) 愛媛県内に本店・支店もしくは営業所を有すること。
- (5) 国又は地方公共団体等から本業務と同種類の業務を受注し、かつ、誠実に履行したものであること。

3 入札の日時及び場所等

別記2のとおり。

開札は、即時開札とする。

4 入札手続に関する注意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札説明書、仕様書及び契約書(案)、等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、令和7年10月6日(月)までに別記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書及び委任状を直接提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。)
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印

をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。（金額を訂正する場合は、新たな入札書に記載すること。）

- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を別記 5 により提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は中止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、当業務に要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等に記載の諸条件を十分考慮して入札金額を見積るものとする。

5 入札会場における注意事項

- (1) 開札の日時及び場所

日時：令和 7 年10月10日（金）午前10時

場所：愛媛県研修所 研修棟 1 階 教室 6

- (2) 入札公告等により入札参加資格申請書を提出した者について、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該者の提出した入札書は落札決定の対象としない。
- (3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に係るのある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退出することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (7) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (8) 開札をした場合において、入札参加者及びその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人全てが入札に立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (9) 再度入札を2回（初回入札を含め合計3回）行ってもなお落札者がいないときは、随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から2回を限度として見積書を徴する。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (2) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書。
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示又は当該代理人の氏名若しくは押印のない又は判然としない入札書。(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (6) 業務名等の名称に重大な誤りのある入札書。
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (8) 入札金額の記載を訂正した入札書。
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書。
- (11) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (12) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席着ない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合がある。また、入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて、著しく不適當と認められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合は、その者を除いた者、かつ予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。

- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、仕様書及び契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又は入札書に明記し、入札執行者に直接提出する

ことにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。

8 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、関係書類の提出期限までに電子メール（kensyu-sho@pref.ehime.lg.jp）宛てに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日除く。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

契約書（案）のとおり。

10 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

- ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- イ 入札保証金の免除を受けたい者は、「入札（契約）保証金免除申請書」を、別記5の（2）に掲げる日時までに提出する。愛媛県研修所長は、入札保証金免除申請書の内容を確認し、免除の可否について提出者に書面で通知（郵送）する。
- ウ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属し、取扱いについては、会計規則の規定による。

11 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

- ア 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- イ 契約保証金の免除を受けたい者は、「入札（契約）保証金免除申請書」を、別記5の（2）に掲げる日時までに提出する。愛媛県研修所長は、入札保証金免除申請書の内容を確認し、免除の可否について提出者に書面で通知（郵送）する。

12 資格審査に関する事項

2(1)の資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

13 その他の事項

- (1) 入札参加者又はその代理人が、本件業務に関して要した費用については、全て当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件入札に関しての照会先は、**別記3のとおり**。
- (3) 入札関係書類の交付は、**別記4のとおり**。

別 記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 愛媛県Wi-Fi環境整備委託業務
- (2) 業務の内容等 別紙「仕様書」による
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 愛媛県研修所(愛媛県松山市東野四丁目乙225番地)
- (5) 契約内容 別添契約書(案)のとおり
- (6) 入札方法

入札金額は、指定の入札日時に紙入札により行うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時
令和7年10月10日(金) 午前10時
- (2) 入札場所
愛媛県研修所 研修棟1階 教室6

3 事務を担当する部局

- (1) 部局名 愛媛県研修所 研修課 人材育成グループ
- (2) 所在地 〒790-0903 愛媛県松山市東野四丁目乙225番地
- (3) 電話番号 089-977-2122
- (4) メールアドレス kensyu-sho@pref.ehime.lg.jp

4 入札関係書類の交付

令和7年10月6日(月) 午後5時15分まで、愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でのダウンロード又は上記3の場所で交付する。

上記3の場所での交付は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く)とする。

5 入札関係提出書類

- (1) 入札参加資格確認申請書の作成方法等
次の2点の書類等を提出する。

ア 入札参加資格確認申請書

別添「入札参加資格確認申請書」を記載する。

確約事項等が含まれているので、内容を十分確認すること。

なお、虚偽の記載をした場合や、落札後に確約事項を満たさない場合などは、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。

イ 返信用封筒(入札参加可否について通知します。) 1通

封筒のサイズは問わない。(定型でも定型外でも可)

封筒に必要な切手を貼付の上、宛先記載のこと。

返送する書類は、A4サイズの書類1~2枚。(定型封筒には折り曲げて封入する。)

- (2) 提出期限及び提出先

令和7年10月6日(月)午後5時15分までに、上記3の場所に持参又は郵送(期限必着)で提出する。

(3) 入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認申請書の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに提出者に書面により通知する。